

●規程改正の概要

要 旨	<p>早朝夜間の看護補助業務に従事する職員の確保・任用等を行うため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1. 早朝夜間における看護補助職員の確保に伴う改正 早朝夜間の看護師の負担軽減・患者サービスの向上に資するため、早朝夜間の時間帯において看護補助業務に従事する職員の確保・任用を行う必要がある。 早朝夜間における看護補助業務に従事する職員について、その勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>○ 「早朝夜間看護補助手当」の新設 中央病院に勤務する会計年度任用職員が、早朝夜間帯（※）において2時間以上看護補助業務に従事したときに支給する。 ※ 午前8時30分以前の早朝、又は午後5時以降の夜間の時間帯</p> <p><支給額> 従事した日1日につき次の額 ① 正規の勤務時間に含まれる早朝夜間帯が2時間以上4時間未満である場合 200円 ② 正規の勤務時間に含まれる早朝夜間帯が4時間以上である場合 400円 (影響額： 約141万円)</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例措置 国及び県における特例措置を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事する職員に対し特例による額の特殊勤務手当を支給するための改正を行う。</p> <p>○ 「防疫等作業手当」に係る特例の創設 職員が次の業務に従事したときに支給する。 ア 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護、移送等 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査 ウ 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着した疑いのある物件の処理</p> <p><支給額> 従事した日1日につき3,000円 (影響額： 約9,000万円)</p>
施 行 期 日	令和2年10月6日から施行する。ただし、2については、令和2年2月1日から適用する。

職員給与規程 新旧対照表（令和2年10月6日施行）

	差引 未支 け	1日
(特殊勤務手当)		
第45条 略		
2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。		
一～十三 略		
十四 早朝夜間看護補助手当		
3～6 略		
(早朝夜間看護補助手当)		
第51条の9 早朝夜間看護補助手当は、中央病院に勤務する技能 労務職給料表1級の適用を受ける職員が、正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が早朝夜間帯（午前8時30分以前又は午後5 時以降の時間帯をいう。以下同じ。）において行われる看護補助 業務に従事したときに支給する。		
2 前項の手当の額は、その勤務1日につき、次の各号に掲げる区 分に応じ、次の各号に掲げる額とする。		
一 正規の勤務時間に含まれる早朝夜間帯が2時間以上4時間未 満である場合 200円		
二 正規の勤務時間に含まれる早朝夜間帯が4時間以上である場 合 400円		

職員給与規程 新旧対照表（令和2年10月6日施行、令和2年2月1日適用）

新行		1行
(特殊勤務手当)		
第45条 略 2 略	(特殊勤務手当) 第45条 略 2 略	3 第37条の規定により給料の調整額を受ける職員には、防護等作業手当、放射線取扱手当（第49条第1項第一号の作業に限る。）及び病院業務従事手当は支給しない。
3 第37条の規定により給料の調整額を受ける職員には、防護等作業手当、放射線取扱手当（第49条第1項第一号の作業に限る。）及び病院業務従事手当は支給しない。 4～6 略	3 第37条の規定により給料の調整額を受ける職員には、 放射線取扱手当（第49条第1項第一号の作業に限る。）及び病院業務従事手当は支給しない。 4～6 略	4～6 略
	附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
	第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 第2条～第8条 略	第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 第2条～第8条 略
	(新型コロナウイルス感染症の患者等に関する業務に従事する職員の防疫等作業手当の特例)	(新型コロナウイルス感染症の患者等に関する業務に従事する職員の防疫等作業手当の特例)
	第9条 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に関し、次に掲げる業務に従事したときは、防疫等作業手当	第9条 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に関し、次に掲げる業務に従事したときは、防疫等作業手当

当を支給する。この場合において、第46条の規定は適用しない。

二 新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う診療、看護、移送等

二 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査

三 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着した疑いのある物件の処理

2 前項に掲げる業務に係る手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円とする。

3 この条の規定による防疫等作業手当には、第45条第3項の規定は適用しない。

附 則（規程第49号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

略

附 則 (施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年10月6日から施行し、改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）附則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

第2条 改正後の規程を適用する場合においては、この規程による
改正前の方立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程に基づつ
いて支給された手当は、改正後の規程の規定による手当の内払と
みなす。

【国の改正概要】

- 特殊勤務手当の特例に関する人事院規則を一部改正。
(令和2年3月18日公布・施行。同年1月27日から遡及適用。)
- 支給対象
 - 《作業場所》
 - ・武漢からの政府チャーター機、ダイヤモンド・プリンセス号、帰国法人・ダイヤモンド・プリンセス号下船者が宿泊する施設内 等
 - ※ その後、全国での新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、病院や患者収容する宿泊施設等の内部等についても、作業場所に含まれるものとされた。
(総務省通知)
 - 《作業内容》
 - ・当該施設における対象者に接して行う作業、対象者が使用した物件の処理、施設内における長時間の連絡調整 等
- 特例による手当額
 - ・作業1日当たり3,000円
 - ・患者又はその疑いのある者の身体に直接接する作業、又は長時間にわたり接して行う作業に従事した場合等にあっては、1日あたり4,000円

【県の改正概要】

- 特殊勤務手当に関する規則を一部改正。
(令和2年7月2日公布・施行。同年2月1日から遡及適用。)
- 支給対象
 - 《作業場所》
 - ・新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる医療機関又は宿泊施設その他これらに準ずる場所
 - 《作業内容》
 - ・保健所等の医師が行う検体の採取、感染者等の移送、宿泊施設に常駐して行う対応、感染者が使用した物件の処理 等
- 特例による手当額
 - ・作業1日当たり3,000円
 - ・患者又はその疑いのある者の身体に直接接する作業、又は濃厚接触に当たる程度作業に従事した場合等にあっては、1日あたり4,000円

總行公第70号
總行給第15号
令和2年4月21日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
給与能率推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための
防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が
今月7日に一部の地域で発出され、各地方公共団体におかれても新型コロナウイルス感染
症の感染拡大防止に多大なご尽力をいただいているところです。

さて、人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等
に対するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）の施行については、令和
2年3月18日付け總行給第6号給与能率推進室長通知において、その運用に当たっては、
当該改正内容及びその趣旨を踏まえ、適切に対応いただくようお願いしたところです。

上記の特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例は、「新型コロナウイルス感染症が流行
している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があつ
た船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるもの」
を作業場所の要件とし、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するた
めに緊急に行われた措置に係る作業を対象として支給されるのですが、全国で新型コロ
ナウイルス感染症が急速に拡大し、各地方公共団体において、病院や宿泊施設等での患者
収容の増加が見られる中、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の
中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部並びにこれ
ら施設への移動時の動線上及び車内についても、作業場所の要件に該当しうることにご留
意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、上記のような病院における受入患者の拡大や、宿泊施設等における軽症者等の健康管理、生活支援、搬送等といった緊急的な業務への対応が求められることから、各地方公共
団体におかれでは、地域の実情に応じて、非常勤職員を含む全庁的な職員の業務内容の変更

を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保に改めて万全を期していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課

電話 03-5253-5542 (直通)
給与能率推進室

電話 03-5253-5549 (直通)

目
次

特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件

9/25公布

規則の概要

題名	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	給料の調整額の支給を受けている職員に対し防疫等作業手当の特例を適用する等のため、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年7月、特殊勤務手当に関する規則及び同規則に係る運用通知の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対する疫学調査や健康状態の報告等の業務に従事する職員に対し、防疫等作業手当の特例（3,000円又は4,000円）を適用することとした。 ○ 今般、親が当該感染症に感染したことにより監護する者がいなくなった児童を一時的に保護する体制が整備されることとなり、児童相談所やうぐいすの杜などの職員が当該業務に従事することとなった。 ※ これらの職員の多くは、通常業務において一時保護や生活支援に係る業務に従事していることから、給料の調整額の支給を受けている。 ○ 当該児童を保護した後、仮に当該児童に発熱等の症状が現れた場合には、病院への搬送やPCR検査の結果待ちの間の生活支援を行う必要が生ずるが、これらの業務は防疫等作業手当の特例の対象業務と同等の業務であるにもかかわらず、本規則の既存の規定により給料の調整額との併給はできないこととされているため、当該業務に従事した職員には防疫等作業手当の特例を適用することができないこととなる。 ○ 紙料の調整額と防疫等作業手当との併給禁止に係る既存の規定は、平常時の業務の困難性（恒常的か否か）に着目し、そのいずれか（恒常的であれば紙料の調整額、散発的であれば防疫等作業手当）を支給することとしたものであるが、時限的な措置として臨時に設けられた今般の防疫等作業手当の特例に対してまで当該併給禁止に係る規定を適用することは適当でない。 ※ 防疫等作業手当の特例規定を設けている人事院及び大多数の都道府県においても同様の整理をしている。 ○ また、今般の一時保護体制の整備により、社会福祉業務従事手当の支給対象となる職員が防疫等作業手当の特例の適用も併せて受けすることが想定されることから、これらの手当の支給について調整を図る必要がある。 ○ こうしたことから、紙料の調整額の支給を受けている職員に対し防疫等作業手当の特例を適用する等のため、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例に対しては、紙料の調整額と防疫等作業手当の併給禁止に係る規定の適用を除外する。 (2) 社会福祉業務従事手当に係る業務の一部が防疫等作業手当の特例に係る作業にも該当することとなるときは、後者の手当のみを支給する。
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	2(1)については令和2年2月1日から、(2)については同年9月25日から適用する。